

労働者の石綿（アスベスト）ばく露による 死亡と労災補償・安全配慮義務

－「サノヤス・ヒシノ明昌事件」大阪地判 平成23・9・16

（労判1040号30頁，判時2132号125頁）判決を素材として－

柳 澤 旭

<目次>

- I はじめに一問題の所在
- II 事実の概要と判旨
 - 1 事実の概要
 - 2 判旨
- III 本件事案の意味と論点
 - 1 下請労働者に対する元請会社の安全配慮義務
 - 2 「ある法律関係」と「特別の社会的な接触」
 - 3 安全配慮義務の判断と労働安全衛生法規
- IV 安全衛生法規と安全配慮義務
 - 1 最高裁判例にみる安全配慮義務と労働安全衛生法規
 - 2 判例にみる労働安全衛生法と安全配慮義務
- V おわりに一石綿被害の特質と法的論点の多様性

I はじめに一問題の所在

（一）われわれの日常生活において，目に見えるものから不可視のミクロ単位の「粉じん」が空气中に漂っており，生命が維持されている限り呼吸とともに肺に吸い込まれていく。この無数の「粉じん」には，無害なものから人体にとって，発がん性等を有する有害かつ危険なもの，さらに未知の有害性・危険危険性も含めて，多種のものがある。生命体である人体には自浄作用があり，体内の粉じんを体外に排泄する機能を持つが，一定量をこえる「粉じん」は，肺に蓄積し肺の機能を徐々に破壊し肺機能を停止させることとなる。

日常生活における「粉じん」の吸引という事態は、市民生活関係と雇用・労働生活関係では異なったものがある。労働関係においては、労働現場そのものが「粉じん」や危険物質に晒されている中での吸引という労働に伴う不可避なものがあり、できる限り吸引しないような防止措置（例えば、防護マスク、労働現場の空気清浄・局所排気設備等）が求められる。労働現場における「粉じん」による典型的な疾病が「石の肺」と言われる「じん肺」である。「じん肺」とは、「粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病」（「じん肺法」第2条の1：1978年改正じん肺法）であり、不可逆性・進行性の疾病であり肺機能が徐々に低下し、肺機能の停止（死亡）に至る疾病である。

（二）じん肺が労働災害となる一つの典型的なケースには、閉鎖された石炭や金属鉱山における「炭じん」を吸い込むことによって発症する。戦前・戦後の石炭政策が石油エネルギーに転換されるに伴い、石炭産業は衰退しそして消滅するに至るが、長期の期間を経て発症する「じん肺」は、石炭鉱山の消滅に関わりなく大きな社会的問題となった。問題を社会的に公然化させる契機となったのは、じん肺に罹患した元炭鉱労働者、死亡した労働者の遺族の提訴した元使用者を相手に損害賠償請求の集団訴訟であった¹⁾。

この訴訟を契機として、石炭じん肺訴訟は、企業の責任を認める、あるいは原告の主張に沿った和解を認める方向で定着し、これを前提にさらに、疾病予防の政策を怠ってきた国・行政の不作為を問う裁判が提訴され、この問題を含めて「じん肺訴訟」についての判例動向は、企業を相手とする「安全配慮義務」に基づく民事賠償請求の法理は、こんにちほぼ確立、定着したと評価してよいであろう。さらに、石炭やトンネル工事における「じん肺」症について、使用者責任を認める裁判例の動向が定着し、国の責任についても認める判例によって法的責任法理は、ほぼ明確になり判例動向を予測することが一定可能になっていると言ってよい。

（三）一方で、「じん肺」症と同じ症状を呈する面もある「石綿粉じん」による疾病は、石炭粉じん等による疾病と同じく古くから職業疾病として存

在したが、注目すべき裁判例として登場してくるのは最近になってである。2005年に問題となったいわゆる「クボタ・ショック」を契機に、労働者の「職業病」と住民・市民の「公害」という両面をもつ石綿の危険性が、マスコミ等を通して広く社会的に認識されるようになる²⁾。

本稿は、石綿による労働者の健康被害について、最近の裁判例を素材として法的問題を検討するものである。主に対象とする判例は、「サノヤス・ヒシノ明昌事件」大阪地判・平成23.9.16（労判1040号30頁，判時2132号125頁）（以下、本判決とする。）を取り上げ、本判決と関連する石綿疾病に関する判例も取り上げ検討することにしたい。

以下、事件の概要と判旨をみたく（Ⅱ），本判決の判例法における位置づけを検討し（Ⅲ），労働安全衛生法と安全配慮義務についての判例傾向を概観し検討すべき課題を見出したい。（Ⅳ）。

註

- 1) 長崎じん肺訴訟が提訴されたのは昭和54（1979）年であり、一審判決（長崎地裁佐世保支部判決）が出されたのは昭和60（1985）年3月30日、福岡高裁判は、平成元（1988）年、最高裁判決が出されたのは、平成6（2004）年月2日22である。一審判決と最高裁判決について、柳澤旭「職業病と損害賠償」荒木遼暦記念『現代の生存権』（1986年，法律文化社）407頁以下，同「安全配慮義務違反によるじん肺患者の損害賠償請求権と消滅時効の起算点」（1995年）法律時報「労働判例研究」編集委員会編『労働判例解説集 第1巻』（2009年）364頁以下。
- 2) アスベスト（石綿）に関する最近の文献（日本語文献）として、大島秀利『アスベスト 広がる被害』（1911年，岩波新書），海老原勇『粉塵が侵す！』（2011年，悠飛社・ホット・ノンフィクション），中皮腫・じん肺・アスベストセンター編『アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本の石綿産業の歴史と国の関与』（2009年，日本評論社）がある。なお，社会問題とされたアメリカのケースとの比較で日本でアスベストの問題をいち早く取り上げ紹介した重要な文献として，広瀬弘忠『静かな時限爆弾 アスベスト災害』（1985年，新曜社）がある。27年前に広瀬の予測したように，現在の日本社会は「静かな時限爆弾」

が爆発しつつある状況にあり、東日本大震災における大規模な建築物の崩壊と行き場の無い大量の瓦礫の集積は、一層、アスベスト被害の危険をもたらしている現状にある。東電福島原発崩壊による放射能汚染の危険と共に大量の瓦礫に含まれているであろうアスベストの危険は看過してはならないものがある。

II 事実の概要と判旨

1 事実の概要

本件は、被告Y（元請会社）の下請会社Aの従業員として船舶の修繕作業等に従事していた亡Kの相続人（X1～X4, Kの妻子）である原告X等が、Kの死亡は、Yの安全配慮義務違反による石綿曝露による中皮腫にり患して死亡したとして、Yに対して損害賠償を請求した事案である。

（1）Yは、船舶の建造・修理等を目的とする会社であり、大阪製造所（本件製造所）を所有し、本件製造所には船舶部門の修繕ドックや工場などが存在した。

亡Kは、昭和42年4月10日から平成18年12月21日までの間（約40年間）、Yの下請会社であるA（以下、A工業所）に勤務し、主として本件製造所の修繕ドックなどの作業場において、船舶の修繕作業に従事していた。本件製造所においては、Yの従業員が、作業員全員が参加する朝礼において、作業の安全管理等について指示を行い、作業員が作業する間、作業状況を確認するため巡回を行い、現場監督を務めていた。本件製造所において修繕されていた船舶には、機関室等に石綿製品が使用されていた。

（2）判決は、本件製造所における亡Kの①作業環境、②勤務歴、③中皮腫り患とその原因等について詳細に検討している。

①作業環境等について、（ア）Yの下請会社従業員に対する支配状況、（イ）Kを含む作業員の石綿製品に対する接触状況、（ウ）Yによる作業員に対する防具等の不存在、（エ）本件安全規則の内容等、（オ）作業員の石綿の危険性に対する認識の欠如、②Kの本件製造所以外で石綿に接する機会は無かったこと等の勤務歴、③Kの中皮腫り患及びその原因について的事实認定は詳

細であり、元請け会社であるYにとって全て消極的・否定的評価として法的評価（義務違反の有無）の判断に結びついている。

（3）Kは、右胸に胸水が溜まっていることが判明し、平成19年8月30日に病院に入院治療を受け、「良性石綿胸水」と診断された。その後、胸の石灰化が進み、「びまん性胸膜肥厚」にり患し、同21年8月頃、「中皮腫」にり患し、翌22年9月、中皮腫により「死亡」した。なお、Kの中皮腫のり患については、業務上災害と認定され、労災保険から休業補償等を受給していた（674万7037円）。

そこで、Kの妻と子である原告X1～X4（Xら）は、Kの相続人、Kの訴訟承継人として、被告Y社の安全配慮義務違反により、石綿粉じん曝露したことにより、Kは中皮腫にり患し、死亡したとして、債務不履行または不法行為に基づき、損害賠償を請求した。

本件の争点は、①Kの石綿曝露の有無および死亡との因果関係の有無、②Yの安全配慮義務違反の有無である。

2 判 旨

（1）争点① 石綿ばく露と中皮腫との因果関係について

石綿は、中皮腫の主たる原因物質であり、低濃度の石綿ばく露であっても中皮腫を惹起するものとされ、中皮腫のほとんどが石綿曝露によるものとされている。「石綿以外の物質が中皮腫の原因となることを疫学的に立証する研究はほとんど無いから、ある者が石綿にばく露していたこと及びその後の中皮腫にり患した場合には、石綿ばく露が中皮腫り患の原因であることと矛盾すると考えられる特段の事情がない限り、石綿ばく露と中皮腫との間の因果関係が認められるというべきである」。

Kは、本件製造所で約40年間にわたって就業し石綿にばく露していた一方、他にKが石綿にばく露する機会があったとは認められず、全証拠によっても、Kの本件製造所内での石綿ばく露が中皮腫り患の原因であることと矛盾すると考えられる特段の事情はうかがわれない。「Kの本件製造所内での石綿ば

く露と中皮腫り患との間には、因果関係が認められるというべきである」。

(2) 争点② 結果回避義務（安全配慮義務の存否、予見可能性、安全配慮義務違反）について

(一) 安全配慮義務の存否

労働契約上の使用者は、支配下にある労働者に対し、労働者の生命及び健康を危険から保護するよう配慮する義務を負っており、この安全配慮義務は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に当事者間において、当該法律関係の付随義務」として信義則上負う義務である。「このことは、元請会社が下請会社の労働者に対して実質的に支配を及ぼしている場合にも変わらないというべきである」。

これを本件認定事実と照らすと、亡Kは、Yの下請会社Aの従業員として、Yの管理する本件製造所で船舶の修理作業に従事し、Yの定めた安全規則等の遵守を義務づけられ、そこでは、Yの従業員が現場監督として、Kを含む作業員に対して作業や安全管理等の指示を行い、作業状況把握の巡回を行っていた。このように、「下請会社の従業員は、Yの作業員と同様に、Yによって作業等を管理されていたと言うべきであるから、Yは亡Kに対して実質的に使用者に近い支配力を及ぼしていたというべき」であるから、Yは、亡Kに対し、「実質的に使用者に近い支配を及ぼしていたというべきである」。

(二) Yの予見可能性について

安全配慮義務の前提として、使用者が認識すべき予見義務の内容は、「生命・健康という被害法益の重大性に鑑み」、安全性に疑念を抱かせる程度の「抽象的の危惧であれば足り、必ずしも生命・健康に対する障害（原文の「傷害」を訂正。）の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要性はないというべきである」。

わが国において、昭和35年に「じん肺法」が制定される頃までの間、広く一般に石綿粉じんが石綿肺等の危険性を有することの知見が確立されていた。そして遅くとも第9回国際癌学会の結果の報告された昭和42年頃までには、わが国の研究者や関係行政庁においては、石綿が発がん性を有し、中皮

腫と強い関連性を有しているとの認識が相当程度広まっていたといえることができる。

そうすると、造船作業の現場において一般に大量の石綿が使用されていることに照らせば、造船会社であるYにおいても、「遅くとも亡Kが本件製造所内での作業を開始した昭和42年頃までには、石綿が人の生命、身体に重大な障害を与える危険性があることを十分に認識することができ、かつ、認識すべきであった」。Yが製品化された石綿製品を取り扱っていたことを考慮しても、石綿ばく露に対する危険性は予見可能であり、予見すべきであった。

（三）安全配慮義務違反について

Yは、遅くとも昭和40年頃までには、石綿の有する危険性を認識できたのであるから、同年以降、作業員が石綿粉じんを吸引しないようにするための措置を取るべきであった。そして、石綿粉じんによる健康被害の蓋然性、本件製造所における作業内容、同年頃までの知見や「法令等の規制に照らせば」、安全配慮義務の内容として、具体的に、（ア）作業環境管理義務（作業場における粉じん飛散防止等の管理）、（イ）作業条件管理義務（マスク、防護服等の支給）、（ウ）健康管理義務等（必要な安全教育を行う）等、それぞれの義務を負っていた。

以上の認定からして、Yにおいて、このような具体的な安全配慮義務（ア）、（イ）、（ウ）の措置がなされていなかったといえることができ、Yが、以上の具体的な安全配慮義務を怠った結果、亡Kは、本件製造所において石綿粉じんに、ばく露したものであり、Yの亡Kに対する安全配慮義務違反に基づく責任は免れない。

Ⅲ 本件事案の意味と論点

1 下請会社の労働者に対する元請会社の安全配慮義務の成否

（一）本判決は、元請会社Yは、下請会社Aの労働者に対して、直接の労働契約関係にはないが、安全配慮義務が認められる根拠として、安全配慮義務について、ある法律関係に基づいて「特別の社会的接触の関係」に入った当

事者間の信義即上の義務（付随義務）としてとらえたうえで（陸上自衛隊八戸事件・最三小判昭和50.2.25労判222号13頁）、この関係を「元請会社が下請会社の労働者に対して実質的に支配を及ぼしている場合にも変わらない」とする。この実質的支配ということの内容は、Kら下請A会社の従業員は、元請会社Yの従業員と同様にYにより作業を管理されていたことに求めている。このことを判決は、「Y社は、Kに対して実質的に使用者に近い支配を及ぼしていた」として、信義則上の安全配慮義務の根拠としている。

（二）下請労働者に対する元請会社の安全配慮義務の成否に関する事案において、最高裁は、「大石塗装・鹿島建設事件」（最一小判昭和55・12・18労判359号58頁）において、請負契約による下請労働者に対する注文者（元請人）の安全配慮義務を認めるものであったが、その根拠については言及していない。この点について最高裁が言及しているのは、「三菱重工神戸造船所事件」（最一小判平成3.4.11労判590号14頁）であり、長年にわたり騒音作業に従事した労働者の難聴につき元請会社の安全配慮義務違反を認めた。その論拠として、下請労働者らが、事実上元請会社の指揮、監督を受け、その作業内容も元請会社の従業員とほとんど同じであったと認定し、「元請会社は、下請会社の労働者との間に特別な社会的接触の関係に入ったもので、信義則上、右労働者に対し安全配慮義務を負うものであるとした原審の判断は、正当として是認できる」と判示した。

本判決は、この最高裁判決の論理と同様の論理構成である位置づけることができ、元請下請関係における元請会社の安全配慮義務の判例を踏襲するものである。この点において本判決は、元請・下請関係における労災民事賠償におけるこれまでの判例の動向にそったものである。

2 「ある法律関係」に基づく「特別な社会的接触関係」の意味内容

（一）本判決に言う「実質的に使用者に近い支配」ということと、①「ある法律関係」に基づいて、当事者が、②「特別な社会的接触の関係」に入るといふことの関連はどのように理解すべきか。①ある法律関係とは、元請一下

請の請負契約関係なのか、①とは関係のない一定の場所で行う（元請、親会社の業務に組み込まれて行うという作業実態・事実）作業に伴う危険性の管理責任のことなのか。契約等の関係に関わらない危険な作業場所での危険管理責任は、②における問題なのか。②に該当する要件は、契約類型に関わりがない、作業環境、労務指揮・命令の実態などの総合的な判断に帰するとしたら、判決に言うところの「実質的に使用者に近い支配」ということの意味は、労働契約に準じる関係ということなのかその意味は明らかでない。①とは法律関係の形成に関わるものであり、②は事実関係を意味するものである。安全配慮義務は、債務不履行構成における義務であることから、①「ある法律関係」の中には、全く見ず知らずの関係における注意義務違反（不法行為）は含まれないことは確かであるが、それは、何らかの②「特別の社会的接触の関係」という、不法行為における人間関係とは違った一定の親密な関係事実を基礎づける契約（あるいは契約に類似する）関係を意味するものであろう。

この点について、本判決と最高裁の論理においても、上記の①と②の関係は、本件を含めてその後の判例においてもなお明確であるとは思われない。最高裁昭和50（1975）年判決における安全配慮義務の根拠としての信義則は、必ずしも契約における「合意」を根拠とするものではなく、「ある法律関係に基づく、特別の社会的接触の関係」に入ったという事実関係を適用の対象とするものである。安全配慮義務は、いずれかの契約類型に関わらず、また直接の契約関係が存在しない当事者間においても認められる義務であり、しかもその義務は、信義則を根拠とする「債務不履行」の内容をなす義務なのである。

（二）安全配慮義務の存否と義務違反を争った多くの判例にみるように、これを仮に便宜的に類型化してみると、（1）労働契約に基づく労働関係、公務員の勤務関係、（2）請負契約（多様な労働形態・就労実態）あるいは、（3）委任・請負契約に基づく就労関係（シルバー人材センター）、（4）学校にお

ける在学関係（学校事故、自然災害）、（5）刑務所における在監者の服役関係など多様な関係を射程に入れる内容を有している¹⁾。

本件は、以上の類型の中において、（1）、（2）の労働関係の問題であり、下請会社と労働者の「労働契約」と元請会社と下請会社との「請負契約」という、①「ある法律関係」にあり、具体的な作業現場において、元請会社の実質的な支配の下に労働している関係が、②「特別の社会的接触関係」に入っているというとらえ方となる。ここにおいては、元請と重層的な下請の労働者との事実的・実質的な労働関係における支配（作業計画・方法、労務提供方法）が問題となっているのであって、①法律関係がどのようなものであるかは、第一義的な問題となっていないのである。

この社会において、市民・私人同士の間における多様な危険を予測し回避する義務とその義務違反に対する責任は、不法行為によってカバーされるが、この私人同士の関係は、全くお互いに見ず知らずの関係から、よく知っている関係、緊密な関係にある者同士に至るまで多様である。この不法行為法理においては、ある法律関係に基づいて特別の社会的接触の関係という債務不履行という問題は法理論的には問題とならない。本件事案もそうであるが、多くのケースにおいて原告は、安全配慮義務違反と不法行為とを同時に主張しており、このような主張に対して、判例は、債務不履行（安全配慮義務）としてではなく不法行為構成で義務違反を認めるものも少なくない。また、不法行為と安全配慮義務とを法的根拠とする主張に対して、それぞれの義務違反について判断をする判決もあり、最近の判例において、賠償請求権（慰謝料）の時効についてのみ債務不履行で認めるケースもある²⁾。労働者の労働関係における生命・身体の安全と健康について不法行為責任と債務不履行責任（安全配慮義務）との法的構成について、なお理論的に整理・検討する必要性がある³⁾。

3 安全配慮義務の判断と労働安全衛生法規

（一）本判決における安全配慮義務の内容と労働安全衛生法規

本判決は、労働安全衛生法規との関係において安全配慮義務をとらえているのかどうか問題となる。というのは、判例・学説において安全配慮義務の内容と労働安全衛生法令との関係について、必ずしも理論的に明確ではないところがある⁴⁾。

本件における義務内容のとらえ方は、原告の主張にそった形であるが、(1) 作業環境管理義務、(2) 作業条件管理義務、(3) 健康管理義務、という三つの義務を指定してその内容を具体的に示してそれぞれの義務違反の有無を判断している。その具体的内容は、安全衛生法令によって定められた内容とほぼ重なるものとなっている。これは何を意味するのか。本判決は、労働安全衛生法令と安全配慮義務の内容について明確に論じているわけではないが、その判断内容からみて安全衛生法令との関係においてとらえるという判断方法をとっているとみることができる。

このような使用者の義務のとらえ方は、労働安全衛生法における使用者の義務構成の内容とほぼ同様のものとみてよい。いわゆる労働安全衛生における労働衛生の基本的な3管理とされる、(1) 作業環境管理（労安衛法65条の3）、(2) 作業条件管理（同71条の2）、(3) 健康管理（同69条）を安全配慮義務の判断要素として、具体的事案について判断を行う方法とみることができる。なによりも重要なことは、具体的な労働・作業過程で問題となる作業環境・作業条件・健康管理とは、その労働環境において具体的に問題となる労働者の心身に危険な設備や化学物質や放射線等から労働者の安全、健康を確保することである。このことを基本目的として「労働安全衛生法」と関係法令が制定されていることをふまえて、労働安全衛生法と安全配慮義務、労災補償との相互の関係について、各法規の法目的、性格の違いを認めながらも、各法規を有機的かつ総合的に把握し法解釈するという視点が求められよう。

本判決は、労働安全衛生法規と安全配慮義務との関係について直接に言及していないが、労働安全衛生法規の諸義務を前提にしていることは明らかである。そこで、章を改めて次に両者の関係について判例の動向についてみる

ことにしたい。

註

- 1) 判例における適用領域の分析について、星野雅紀「安全配慮義務の適用領域」下森定編『安全配慮義務法理の形成と展開』（1988年、日本評論社）33頁以下。
- 2) 「建設技術研究所事件」大阪地判平成24. 2.15（TKC法律情報データベース25480534）は、労働者の精神疾患についてのケースである。判決は、安全配慮義務についての後掲・電通事件における一般論の判旨をそのまま引用したうえで、不法行為上および安全配慮義務違反の双方を認めたとうえで、不法行為の時効（3年）を認めつつも、安全配慮義務違反による損害を認めた。その内容は、精神疾患に罹ったことの精神的損害（慰謝料400万円）のみを認めるというものであるが、不法行為と債務不履行とにおける慰謝料請求について検討すべきものがある。
- 3) 債務不履行責任と不法行為責任とによる論点と判例の分析について、大石慎一・戸取謙治「いわゆる過労死及び過労自殺における使用者の損害賠償責任（上）」判例タイムズ1348号（2011年）38-40頁。
- 4) この問題について筆者は本誌において若干の件等を行った。柳澤旭「労働災害の法理—労働安全衛生と労災補償」山口経済学雑誌60巻6号（2012年）12頁以下、同「安全配慮義務について（1）」同誌60巻3号（2011年）95頁以下。

IV 安全衛生法規と安全配慮義務

1 最高裁判例にみる安全配慮義務と労働安全衛生法規

(一) ①自衛隊員の公務遂行中の車両による死亡事故について、債務不履行として安全配慮義務を初めて認めた最高裁判例（「陸上自衛隊八戸車両工場事件」最3小判平成50年2月25日民集29巻2号143頁、労判22号13頁）と、②常軌を逸した長時間労働を原因とする精神障害による自殺について使用者責任（民法715条）を認めた判決（「電通事件」最2小判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁、労判779号13頁）において以下のように、「安全配慮義務と労災補償（公務災害補償）」と、「不法行為上の注意義務（健康配慮義務）と労働

安全衛生法」との関係が論じられていた¹⁾。

このことの意味は、これまでとくに意識されていないようであるが、(1) 使用者の安全配慮義務・健康配慮義務と労災補償との関係、(2) 不法行為における注意義務及び安全配慮義務の内容と労働安全衛生法規との関係、さらには、(3) 判例法理である安全配慮義務と労働契約法5条（安全への配慮）との関係、総じて、「安全配慮義務、労働安全衛生法、労働契約法5条、労災補償」という、各独自性をもった法規範の意味とそれぞれの相互の関係を法的に検討するに際して、看過できない重要な意味をもつとみることができる。以下に、二つの判決（①、②）におけるこの点についての判示部分についてみておこう。

(二) ①判決は、安全配慮義務と公務災害補償（労災補償）との関連について、次のように述べている。

公務員は、法令及び上司の指揮命令に従い職務に専念する義務があるが、「公務員が前記の職務を安んじて誠実に履行するためには、国が公務員に対し安全配慮義務を負い、これを尽くすことが必要不可欠であり、また、国家公務員法93条ないし95条及びこれに基づく国家公務員災害補償法並びに防衛庁職員給与法27条等の災害補償制度も国が公務員に対し安全配慮義務を負うことを当然の前提とし、この義務が尽くされたとしてもなお発生すべき公務災害に対処するために設けられたものと解されるからである。」（前掲・陸上自衛隊八戸車両工場事件。傍線、筆者）

②判決は、民法715条に基づく責任の成否について、次のように述べている。「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的不可等が過渡に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のことである。労働基準法は、労働時間に関する制限を定め、労働安全衛生法65条の3は、作業の内容等を限定することなく、同法所定の事業者は労働者の健康に配慮して労働者の従事する作業を適切に管理

するよう努めるべき旨を定めているが、それは、右のような危険が発生するのを防止する目的とするものと解される。これらのことからすれば、使用者は、その雇用する労働者に業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の右注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきである。」(前掲・電通事件。傍線、筆者)

(三) この最高裁の二判決(①, ②)をどのように理解すべきであろうか。

まず、①判決は、安全配慮義務と労災補償法との関係について、労災補償法は安全配慮義務を前提とする法制度としてとらえている。このことの意味は、労災補償制度の基礎あるいは根底に安全配慮義務が存在することを述べ、安全配慮義務を尽くしたとしてもなお不可避免的に発生する労働災害の補償制度の目的・意義をとらえたものである。安全配慮義務違反の有無とは別に労災補償制度が存在することの法的意義を安全配慮義務との関連で述べたものと理解することができる。労災補償制度は、労使関係当事者の安全配慮義務あるいは過失の有無を問わないことからして当然のとらえ方であろう。

次に、②判決は、労働安全衛生法(65条の3)にいう、事業者の労働者に対する健康配慮義務について、それが一般的な努力義務規定であっても、使用者の注意義務あるいは安全配慮義務の内容あるいは判断要素となることを認める趣旨であると理解することができる。つまり、労働安全衛生法は、各個別規定の趣旨に照らして、使用者の安全配慮義務・注意義務の内容あるいは判断要素として、その義務違反の有無の具体的判断基準として機能することを認めるものであろう。

さらに、②判決の趣旨を一般化するならば、「労働者の安全と健康」(人たるに値する労働条件)を確保するために、使用者が労働条件の基準を遵守することは当然の義務であり、その基準に違反すること自体を安全配慮義務違

反の判断において考慮することをも意味しているとみることもできるのである。

事案が異なるが、最高裁の二判決（①、②）について、以上のように理解することが可能であり、安全配慮義務、労働安全衛生法、労災補償法との関係についての判例のとらえ方の一般論的な見解を読み取ることも可能と思われる。安全配慮義務が労働者の労働過程における心身の安全のために事前の予防を目的とした使用者の義務であるという核心部分の法的性質からして、労働安全衛生法令による危険防止措置を講じること自体、安全配慮義務の重要な義務内容を構成することができるのである。以上の理解に立って、最近の判例における安全配慮義務と労働安全衛生法との関係のとらえ方についてみておきたい。

2 判例にみる労働安全衛生法と安全配慮義務

（一）石綿による健康被害の防止について、労働安全衛生法（以下、労安衛法と略すこともある。）及び関連規則において事業者の取るべき措置が規定されているが、石綿に限らず、放射線等を含む危険有害物質や機械設備による危険の防止等について労働安全衛生法関係法令は、事業者に対して具体的な措置を課している。労安衛法と関連法令は専門技術的（工学、医学、科学、社会科学等）であり、規制対象は多岐にわたり多様である。そのことから関係法令の条文数は3000を超えるものとなっており、およそ労働過程（労働関係）における労働者の生命・身体の安全、心身の健康に危険を及ぼすものを規制対象としている。このような労働安全衛生法の性格から、この法令の規制と安全配慮義務との関係についての具体的な事案、判例ケースは、どの条文についてのものであるかも重要であるが、以下、労働安全衛生法令と安全配慮義務との関係について判例をみておく。

（二）下級審裁判例は、労安衛法の私法的効力を否定する少数の判例を除いて、労安衛法の規定は使用者の安全配慮義務の内容となる、あるいは具体的

な義務内容判断する上で考慮され斟酌されるべきというものである²⁾。

これらの判例における判断の仕方は、憲法における労働条件基準保障と労働安全衛生法と関連規則等の性格、目的から使用者の安全配慮義務との関連を論じるものとなっている。すなわち、労働安全衛生法は、憲法27条をうけて事業者には様々な義務を課しており、「右労働安全衛生法の各規定は、直接には国と使用者の公法上の関係を規定するものであるが、同法上の規定の内容が基本的には労働者の安全と健康の確保にあるとの面に着目するならば、その規定するところの多くは、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容を定める基準となるというべきである。」³⁾という裁判例にその例をみることが出来る。さらに最近の裁判例として、「労働安全衛生関係の法令を遵守したか否かと安全配慮義務違反か否かとが直ちに結び付くものではないが、安全配慮義務の判断において、行政法規において要求される事業主の義務を遵守していたか否かは、信義則違反か否かを判断する重要な要素として考慮されるというべきである。」とするものがある⁴⁾。

裁判例は、安全配慮義務と労働安全衛生法規の関係について、安全配慮義務違反の判断に際して、労働安全衛生法規に違反する事実に基づいて、労働安全衛生法規の私法上の効力を認めたり、または義務の判断基準（要素）として考慮する傾向にある。

この点は、学説上の私法的効力論の有無という理論上の見解の対立とは異なった判断をとっているようであるが、学説において理論上見解の対立があるにもかかわらず、安全配慮義務違反の判断に際して、労働安全衛生法の諸規定の性格とその違反を考慮する点では大枠一致しているということが出来る。判例の傾向を以上のように理解できるならば、労働安全衛生法とその関連規定の私法的効力の有無についての見解の対立とは、どのような内容と意義を有するものであったのか、問題となる「私法的効力」ということの意味を改めて問い直すことが必要であろう⁵⁾。

(三) 以上の私法的効力論とは問題レベルが異なるが、労働契約において安全配慮義務と労働安全衛生法との関係についてどのようにとらえるかという

基本的な問題がある。労働契約において、使用者の労働者に対する安全配慮義務は基底的な義務であるということができ、この安全配慮義務を基底として、義務の一部が労働安全衛生法令として存在するということができる。

学説は、両者の関係について次のように明確にのべる。すなわち、労働保護立法等の労働安全衛生法規は、「本来労働契約関係にな内在する使用者の安全衛生保持義務のうち、とくに重要なものを取り上げ、その実施を罰則をもって強制しているもの」であり、労働契約上の安全保持（配慮）義務は、労安衛法上の義務を包含する根源的かつ包括的な基底なものとする見解である⁶⁾。

また、判例における次のとらえ方も同様であるとみてよい。すなわち、戦前、戦後に及ぶ労働安全衛生に関する「行政法令等は民事上の債務不履行責任につき判断するための安全配慮義務の内容を確立するにあたっては重要な一つの要素となるけれども、これが右安全配慮義務の最上限を画するものではない」と判示している⁷⁾ この点は、判例法理を実定法として明文化した労働契約法（5条）が存在する法状況においても変わるものではない。労働契約法5条の安全配慮義務は、基底的安全配慮義務と労安衛法規を核とした労災防止法規の遵守もその内容として含まれるものと解することができよう。つまり労働契約法5条における安全配慮義務とは、単に判例法理をリステイト（条文化）したというにとどまらず、先にのべた労働契約関係における根源的かつ包括的な義務として捉えて解釈することもできるのである⁸⁾。

したがって、労働安全衛生法規をはじめ労働関係法諸法規を遵守することで安全配慮義務が尽くされたということにはならず、それぞれの義務は重なることが多いが、それぞれの義務履行（労安衛法の遵守と安全配慮義務の履行）の問題は理論的には異なる問題である。この点についてのとらえ方は今日において判例・学説とも一致しているとみてよいであろう。

註

1) ①事件最高裁判決の安全配慮義務と災害補償とのとらえかたについて、いち早くこの

問題にふれたものとして、荒木誠之『労災補償法の研究』（1981年、総合労働研究所）180頁参照。①、②それぞれの最高裁判決についての解説として以下参照。「自衛隊八戸車両工場事件」について、高島淳子「安全配慮義務」ジュリスト・労働判例百選（2009年）110頁、青野覚「使用者の安全配慮義務」ジュリスト・社会保障判例百選（2008年）147頁。「電通事件」について、春田吉備彦「過労自殺と使用者の損害賠償責任」前掲・労働判例百選112頁、山田省三「いわゆる過労自殺と安全配慮義務法理」前掲・社会保障判例百選150頁。

- 2) 判例についての検討、分析について、小畑史子「労働安全衛生法規の法的性質（一）」法協112巻2号（1995年）236頁、伊東優子「労安衛法の構造と問題点」九州国際大学法政論集2巻1号（1999年）49頁以下は、検討対象とした、31判例の検討結果について、労安衛法の私法的効力（安全配慮義務の内容になる、あるいは具体的な内容を形成し外枠を設定する効果を認める）ものがほとんどであり、その私法的効力を否定するものはごくわずかであることを示している。三柴文典『労働安全衛生法論序説』（2000年、新山社）76頁以下、除婉寧「業務上のストレス疾患と労災補償・損害賠償」法協129巻6号（2012年）125頁以下。除は労安衛法の内容が安全配慮義務の内容となるとする「内容説」と直ちに内容とならないが義務の判断基準となるとする「基準説」とに分けているが、この違いは理論的なものであるのか、あるいは当該条文の解釈によるのかどうかについて、なお検討を要するところであろう。
- 3) 「三菱重工業神戸造船所（振動障害）事件」神戸地判平成6.7.12労判663号29頁。同様の見解をとるものとして、「内外ゴム事件」神戸地判平成2. 12.27労判596号69頁。
- 4) 「札幌国際観光（石綿暴露）事件」札幌高判平成20.8.29労判972号19頁。
- 5) 労働安全衛生法規の私法的効力論について、渡辺章『労働法講義（下）』（2011年、新山社）507頁。労安衛法の私法上の効力については、強行的・補充的効力（労基法13条）が規定されていないことから、労安衛法の当該規定の趣旨に照らして判断すべきであるとする見解として、野田進『事例・判例 労働法』（2011年、弘文堂）306頁。なお筆者もこの問題について、本誌で若干の検討を行った（前掲・柳澤旭「労働災害の法理」山口経済学雑誌60巻6号13頁以下）。
- 6) 前掲・荒木誠之『労災補償法の研究』（1981年、総合労働研究所）221頁。

- 7) 前掲・「長崎じん肺訴訟」一審判決・長崎地裁佐世保支部判昭和60年3月25日（判時1152号44頁。）
- 8) 前掲・柳澤旭「労働災害の法理－労働安全衛生と労災補償－」山口経済学雑誌60巻6号（2012年）13頁以下。

V おわりに—石綿被害の特質と法的論点の多様性

（一）本件事件においては、「粉じん」としての「石綿」であるが、この点は、同じく粉じんによる健康被害、職業病である「じん肺」と共通するものがあるが、両者の違いもある。それは、石炭、トンネル工事等による粉じんによる健康被害と石綿使用工程における健康被害、そして市民生活におけるアスベスト使用製品との市民の日常生活における関わり方の空間的、危険性のある物質という違いである。

はじめに指摘したように、アスベストは労働現場と市民生活空間との双方において、深刻な健康被害をもたらす（1995年のいわゆるクボタショック）という「労働災害と公害」との複合的な側面を持つ点に留意しなければならない。このことから、現在、全国の石綿関連疾患による労災認定が有った事業場（現存会社、承継会社、消滅・廃業会社）が厚労省により毎年公表され新聞に掲載されている。石綿を扱う労働現場（石綿そのものを使う各種製品製造、造船、建築、石綿の運搬、石綿製品に晒される室内作業等、労働現場も多様なものがある）やその近隣住民のみならず、日常生活でも大量に使用されてきた石綿に対する危険性認識と関連素養について、一層、関心を持つことが必要である。

これまでに裁判で争われた石綿被害の訴訟類型と法的論点は多様なものがあり、それぞれの論点についても判例理論がなお流動的である。訴訟類型としては、石綿被害に対する労災認定、労基署長を相手とする業務外認定取消訴訟、使用者と国を相手の損害賠償請求、長期間経過後の発症に対する退職労働者の団交要求、労働関係にない家族および地域住民の被害についての損害賠償請求等がある。

(二) 石綿関連疾病(石綿肺, 肺がん, 中皮腫等)に関して安全配慮義務が争われるケースにおける法的論点として, 危険に対する医学的知見をふまえた予見可能の時期, 長期間に経過後に発症することと時効論, 法令等による規制を行わないことに対する国家賠償責任等が問題とされ, なお判例法理としたは未確定のものが少なくない。とくに最近における石綿関連疾患に罹患したことについての国の規制権限不行使の違法性が争われた大阪泉南アスベスト訴訟は注目される。国の責任を認めた大阪地裁判決(平成22. 5.19)と, それを否定した大阪高裁判決(平成23.8. 25)とで判断が分かれ, 現在上告中であり最高裁の判断が注目される。労働者の生命身体の安全, 危険を防止を目的とする労働安全衛生法規の照らして, 法令の改廃を含めて国の行うべき規制権限と使用者の労働関係法令順守との関係についてどのように法理論構成を行うべきか, これがこの訴訟におけ中心的な課題である。

* 本稿は, 九州大学社会法判例研究会(野田道場)における報告と討論(2012年5月9日)に基づいて執筆したものである。本判決の判例における位置づけについて, 柳澤旭「下請け労働者の石綿(アスベスト)曝露による死亡と元請会社の安全配慮義務」として, 「やまぐちの労働」(2012年6月号)6-7頁に掲載した。